第２号様式

**誓　約　書**

私たちは、船橋市小規模保育事業A型運営事業者（以下「設置運営事業者」という。）の応募及び事業者として内定された場合は、その後の届け出に関し、募集要項の記載事項を全て承諾し、下記の事項につき誓約いたします。

記

１　虚偽の報告、記載は一切いたしません。また文書の提出期限についてはこれを遵守いたします。

２　設置運営事業者の選考に対して、第三者による介入・口利きといった行為は一切行いません。

３　設置運営事業者として内定された場合は、施設種別の変更、及び設置予定地の変更等、計画の根幹に係る大きな変更が生じた際には、その時点で内定者としての地位を辞退します。

４　地元自治会及び地元住民に対する協議・説明を行う際は、設計責任者等ではなく、法人代表者本人又は、法人代表者より委任を受けた者が責任をもってこれを行うものとし、説明会を開催する際においても法人代表者本人又は、法人代表者より委任を受けた者が主催、説明いたします。

５　設置運営事業者として内定された場合は、施設整備の内示の前における建設工事、備品納入等に係る業者、及び運営等に係る業者との契約・受注に類する行為、及び契約・受注に係る折衝は、一切これを行わず、こうした事実が発覚した際には、内定者としての地位を辞退します。

６　市との相談・協議について、法人代表者、事務責任者の少なくともいずれかが行うものとします。

７　法人代表者と事務責任者は責任を持って協力して市との協議に臨むものとし、分派活動を行う等、当該協力体制が崩れたとみられる場合については、内定者としての地位を辞退します。

８　工事等の影響により予定する開所日に開所できなくなることが懸念される場合は、その事実が判明した時点で即座に報告を行います。また、仮設園舎設置等の対応方法について検討を行い、利用予定者に不利益が発生しないよう最大限の努力をします。

令和　　年　　月　　日

船　橋　市　長　あて

　　　　　　　　　　　　　　法人代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

事務責任者　　　　　　　　　　　　　　　印